豊中商工会議所会館使用規程

第1条　1.　豊中商工会議所（以下弊所という）会館のうち、会議所その他を弊所の事業に差し支えのない限りにおいて会員の集会、催物等に、日時を限って使用させることができる。
2.　弊所事業並びに会員使用に差し支えのない限りにおいて、会員外の一般にも使用させることができる。

第2条　弊所会館を使用しようとする者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。

第3条　1.　使用申し込みの受付は、使用日の3カ月前の同日より行う。（窓口受付時間は、月～金曜の9時～17時までとする。）
2.　使用者は、使用日の10日前までに、請求書に記載する使用料を支払わなければならない。
3.　**使用者は、豊中商工会議所の名称、当所の電話番号、FAX番号その他を許可なく広報（チラシ、パンフレット、新聞等）に使用してはならない。**
4.　止むを得ず申し込みが、使用日の前日もしくは当日となった場合、会場案内の表示は行なわない。

第4条　次の各項目に該当する湯合は、使用を許可しない。
(1)公益を害する恐れがあると認めるもの
(2)建物または器具を毀損する恐れがあると認めるもの
(3)集会の性質が公安を害し、また騒じょうを起こす恐れがあると認めるもの
(4)商工会議所の目的に反するもの、または弊所において不適当と認めるもの
(5)申込書の内容に誤りがあるもの

第5条　弊所が使用を許可するときは、受付完了メール等により通達する。

第6条　使用許可後においても、弊所において緊急止むを得ない事由が生じたときは許可を取消すことができる。

第7条　使用中といえども第4条の各項目、またはそれに類する行為があると認めたときは、許可を取消すことがある。

第8条　**マイク等器具を使用するときは、使用申し込み時に申し出、使用申込書に記載する使用料を納入しなければならない。**

第9条　**使用許可を受けた後、使用者の事由により使用しなくなった場合は、キャンセル料を下記区分により、徴収する。**
(1)**使用日の1週間前から　…室料の30パーセント**
(2)**使用日の前日　……室料の60パーセント**
(3)**使用日の当日　……室料の全額**

第10条　会館を展示会等に使用する場合には、事前に設備、構造及びプログラム等を届出なければならない。

第11条　1.　使用者が使用にあたり、特別の設備を使用するとき、或いは会館備え付け器具及び定数以外の器具設備を利用しようとするときは、予め弊所の許可を受けなければならない。
2.　会場使用に伴う、関係官庁その他に対する必要な諸手続きは、使用者責任において行なうこと。

第12条　使用者は使用にあたり、自ら借り受けた会場の整備を行なわなければならない。

第13条　**使用者は、その使用が終わったとき、直ちにその使用場所を原状に回復し、弊所係員に連絡しなければならない。**

第14条　1.　使用中に建物または会館備え付け備品を滅失または破損したときは、申込者において、その損害を賠償しなければならない。
2.　賠償の通知を受けた場合は、7日以内にその賠償金額を納入しなければならない。

第15条　使用許可を受けた者及び入場者は、使用にあたり、弊所係員の指示に従うほか、次の各項目を遵守しなければならない。
(1)幣所が会館内に設置している掲示物や案内版などの備品類を、弊所係員の許可なく所定の位置から移動させてはならない。
(2)使用許可を受けた者は、施設または備え付け器具を、使用目的以外に使用し、もしくは、他の者に使用させ、転貸し、その権利を譲渡してはならない。
(3)**館内は、全面禁煙とする。**
(4)使用許可以外の会場を無断で使用してはならない。
(5)**館内の壁に釘、画鋲、粘着テープ等を使用して張紙他、建物、その他の物件を損傷する恐れのある行為をしてはならない。**
(6)承認を得ない設備の変更をしてはならない。
(7)弊所係員の立ち入り、ならびに指示を拒まないこと。
(8)**特に許可を受けた者のほか、弊所会館内での商行為（物品販売・勧誘・キャッチセールスに類似した行為など）をしたり、寄付募集等の行為をし、またはなさしめてはならない。**
(9)酒気を帯び、入場者及び他の使用者に迷惑をかけると認めた場合は退室を指示し、これを拒まないこと。
(10)**騒音、その他により、他の使用者に迷惑となる行為をしないこと。**
(11)**危険物と認められる物品を持ち込まないこと。**
(12)各室とも定員を超えて使用しないこと。

第16条　食事等飲食を伴う場合は、終了後弊所係員の指示に従い、残菜等を使用者において処置しなければならない。

第17条　**使用者は使用時間を延長して使用することはできない。**

第18条　1.　使用者は、使用前に必ず非常口等の確認をし、緊急処置方法を講じなければならない。
2.　使用者は、使用中および会館入場後において、火災等緊急事態が生じたときは、速やかに弊所係員に通告すると共に入場者に対し適切な処置を講じなければならない。

第19条　使用者の物品の盗難、火災等による損害について、弊所は一切の責任を負わない。

第20条　会館の閉館は午後10時とし、全員会館より速やかに退去するものとする。

2026.11